

株 主 各 位

大阪市平野区西脇 2 丁目 3 番 15 号

日本金銭機械株式会社

代表取締役社長 上 東 洋次郎

「第 63 期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」
の一部修正について

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。

さて、当社は、平成 28 年 6 月 3 日にて当社ホームページに掲載いたしました「第 63 期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」に、一部訂正すべき内容がございましたので、株主の皆様には、ここにお詫び申しあげますとともに、本ウェブサイトをもちまして下記のとおり修正のご連絡をさせていただきます。

なお、修正箇所につきましては、下線を付して表示しております。

敬具

記

訂正箇所

第 63 期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項 11 頁

(税効果会計に関する注記)

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

【訂正前】

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 15 号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成 28 年法律第 13 号)が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立し、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の 33.0%から平成 28 年 4 月 1 日に開始する事業年度及び平成 29 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については 30.8%に、平成 30 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は 10,776 千円減少し、法人税等調整額が 12,440 千円、その他有価証券評価差額金が 1,664 千円それぞれ増加しております。

【訂正後】

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 15 号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成 28 年法律第 13 号)が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立し、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の 32.2%から平成 28 年 4 月 1 日に開始する事業年度及び平成 29 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については 30.8%に、平成 30 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は 6,434 千円減少し、法人税等調整額が 8,098 千円、その他有価証券評価差額金が 1,664 千円それぞれ増加しております。

以 上